

山梨県公報

第七百三十一号

平成十九年

一月二十五日

木曜日

目次

告示

道路の区域変更……………	三二
道路の供用開始(二件)……………	三一
廃川敷地等……………	三一
公告	
一般競争入札について……………	三三
富士川上流地域森林計画の決定……………	三三
富士川中流地域森林計画の変更……………	三三
山梨東部地域森林計画の変更……………	三四
開発行為に関する工事の完了について……………	三四
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	三四
公安委員会……………	三四
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………	三四

告示

山梨県告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年二月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年一月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市大字八代町北字上神之木一〇七三の一番地先から 笛吹市大字八代町高家字大久保二二五番地 先まで	新	旧	一〇・三丁 二五・五	三二〇・〇
	新	旧	一一・三丁 二〇四・八	三二〇・〇

山梨県告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年二月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年一月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	白井河原八田線	甲府市白井町字元河原一九四四の一番地先から 笛吹市大字石和町砂原字青木八四の一番地先まで	一一八〇・〇	平成十九年 一月十九日

山梨県告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年二月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年一月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	身延本栖線		
	南巨摩郡身延町大字身延字東谷 三五〇一番の一地先から 南巨摩郡身延町大字身延字東谷 三五〇三番の九地先まで	二九・〇	平成十九年 一月二十五 日
	南巨摩郡身延町大字身延字東谷 三五〇三番の二一地先から 南巨摩郡身延町大字身延字東谷 三五〇〇番の一地先まで	四九・五	
	南巨摩郡身延町大字身延字東谷 三四九四番の一地先から 南巨摩郡身延町大字身延字東谷 三四九三番の二地先まで	一七・〇	

山梨県告示第二十五号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年一月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 河川の名称 富士川水系 荒川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十九年一月二十五日
- 三 廃川敷地等の位置 甲府市富士見二丁目三千九百四十七番一
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 二十二・六九平方メートル

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十九年一月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量
山梨県新財務会計システム用サーバ機器等（第四期） 一式
- 2 借入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間
平成十九年三月十九日から平成二十四年三月十八日まで
- 4 納入場所
知事が指定する場所
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 平成十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十八年山梨県告示第九十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 2 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
- 3 納入する借入物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 三 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部
情報政策課新財務会計システム開発担当 電話〇五五 二二三 一四二〇
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十九年二月五日（月）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法
平成十九年一月二十六日（金）から平成十九年二月八日（木）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで山梨県企画部情報政策課新財務会計システム開発担当に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十九年二月二十六日(月)午後二時 山梨県庁(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号)北別館四階マルチメディアルーム

5 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成十九年二月二十三日(金)午後五時までに山梨県企画部情報政策課新財務会計システム開発担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、月額として見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

6 最初の調達

(一) 借入物品等の名称及び数量

山梨県新財務会計システム用サーバ機器等(第三期) 一式

(二) 入札の公告の日

平成十八年五月二十五日

7 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Computer equipment for Yamanashi Prefectural New Financial Accounting

System (The fourth period), 1 set

2 Date and time for tender

2:00PM February 26, 2007

3 Bureau in charge

New Financial Accounting System Development Section, Information Policy

Division, Planning Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1

Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1420

● 富士川上流地域森林計画の決定

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、平成十九年四月一日を始期とする富士川上流地域森林計画を縦覧に供した案のとおり決定した。

平成十九年一月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 富士川中流地域森林計画の変更

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、富士川中流地域森林計画を縦覧に供した変更案のとおり変更した。

平成十九年一月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 山梨東部地域森林計画の変更

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、山梨東部地域森林計画を縦覧に供した変更案のとおり変更した。

平成十九年一月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十九年一月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名

北杜市白州町白須字馬飼場七四五八の二四九、七四五八の二五〇、七四五八の二五一、七四五八の二五二、七四五八の二五三、七四五八の二五四及び七四五八の二九七並びに北杜市白州町白須字大嶋七四七〇の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市中区常盤町四丁目三十九番地 株式会社 横浜ポリマー研究所 代表取締役 秋山豊

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十九年一月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名

中央市西花輪字西河原二二四九の一、二二四九の二、二二四九の三、二二四九の一八、二二四九の二、二二四九の三、二二四九の四、二二四九の五及び二二四九の六の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類 位置及び区域

道路 道の位置 次図のとおり

（「次図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所（峡北支所を除く）及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市飯田二丁目四番一号 株式会社エスティケイ 代表取締役 輿水修

公安委員会

山梨県公安委員会告示第六号

信号機の設定、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十九年一月二十五日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

別表第一中

三六六	中巨摩郡昭和町西条五、二二三番地先（町道二六号線と町道四六九号線と町道四六六号線との十字路交差点）	甲府昭和高校 南	平成一八年一〇月二六日 告示第一〇七号
-----	---	----------	---------------------

三六六	中巨摩郡昭和町西条五、二二三番地先（町道二六号線と町道四六九号線と町道四六六号線との十字路交差点）	甲府昭和高校 南	平成一八年一〇月二六日 告示第一〇七号
-----	---	----------	---------------------

三六七	甲府市白井町一、九四四番地一先（国道一四〇号と県道白井河原八田線との十字路交差点）	白井河原橋北	平成一九年一月二五日 告示第六号
-----	---	--------	---------------------

五	北巨摩郡白州町白須一、〇七九番地先（国道二〇号線）	白須	四七・八・一〇
---	---------------------------	----	---------

五	北杜市白州町白須二七五番地先（国道二〇号と市道との十字路交差点）	白須	平成一九年一月二五日 告示第六号
---	----------------------------------	----	---------------------

五四	南巨摩郡増穂町天神中條二八四番地六二先（町道利根川添一号線と富士川西部広域農道との十字路交差点）	ふれあい橋南 詰	平成一九年一月二六日 告示第一〇七号
----	--	-------------	-----------------------

五四	南巨摩郡増穂町天神中條二八四番地六二先（町道利根川添一号線と富士川西部広域農道との十字路交差点）	ふれあい橋南 詰	平成一九年一月二六日 告示第一〇七号
五五	南巨摩郡増穂町大柵六七〇番地先（国道五二号と中部横断自動車道との丁字路交差点）	増穂IC入口	平成一九年一月二五日 告示第六号

一六七	笛吹市御坂町下野原八二六番地	下野原下	平成一九年一月二六日
-----	----------------	------	------------

	三先（市道御坂一三号線と市道御坂六三二号線との十字路交差点）		告示第一〇七号
--	--------------------------------	--	---------

一六七	笛吹市御坂町下野原八二六番地三先（市道御坂一三号線と市道御坂六三二号線との十字路交差点）	下野原下	平成一九年一月二六日 告示第一〇七号
-----	--	------	-----------------------

一六八	笛吹市石和町砂原八四番地先（県道白井河原八田線同士の十字路交差点）	砂原	平成一九年一月二五日 告示第六号
-----	-----------------------------------	----	---------------------

五一	山梨市万力一、一〇〇番地先（国道一四〇号と県道万力小屋敷線との丁字路交差点）	警察宿舍前	平三・三・二五 告示第九号
----	--	-------	------------------

五一	山梨市万力一、一〇〇番地先（国道一四〇号と県道万力小屋敷線との十字路交差点）	西関東道路入口	平成一九年一月二五日 告示第六号
----	--	---------	---------------------

八二	笛吹市春日居町国府四三六番地先（市道同士の十字路交差点）	春日居リハビリテーション病院前	平成一九年一月二〇日 告示第九号
----	------------------------------	-----------------	---------------------

八二	笛吹市春日居町国府四三六番地	春日居リハビリ	平成一九年一月二〇日
----	----------------	---------	------------

八三	先(市道同士の十字路交差点) 山梨市万力一、〇九九番地先(国道一四〇号と県道との丁字路交差点)	リテーシヨン 病院前	フルーツ公園 入口	平成一九年一月二五日 告示第六号
----	--	---------------	--------------	---------------------

に改める。
別表第三中

三六三	町道 三三三号線	東八代郡石和町松本一、〇八八番地の三先から東八代郡石和町松本一、四〇九番地先(ホテル石和)まで (一七五メートル)	車両 (自転 車、自 動車保 管場所 利用車 、五分 以内の 貨物積 卸、人 の乗降 のため の通行 を除く	七時か ら九時 まで十 四時か ら十六 時まで	石和 五二・三・五 一一号
-----	-------------	--	---	--	---------------------

を

三六三	削除			笛吹 平成一九年一月二 五日 告示第六号
-----	----	--	--	-------------------------------

に改める。
別表第九中

二八	町道 大鳥居	西八代郡市川 大門町大鳥居	一・五	六・四 (軽、 自動車)	市川 四九・四・一 一六号
----	-----------	------------------	-----	--------------------	---------------------

二九	第一踏 切	字島田四五二 番地先	二輪、 小型特 殊を除く	市川 四九・四・一 一六号
二九	町道 大鳥居 第二踏 切	西八代郡市川 大門町大鳥居 字湯の岡二〇 八番地の二先	自動車 (軽、 二輪、 小型特 殊を除く)	市川 四九・四・一 一六号

を

二八	削除			市川 平成一九年一月 二五日 告示第六号
二九	削除			市川 平成一九年一月 二五日 告示第六号

に改める。
別表第十中

四一	県道 甲府敷 島葦崎 線	甲府市丸の内二丁目三〇番一号 先(協和銀行北側)	二	甲府 五一・六・五 二〇号
----	-----------------------	-----------------------------	---	---------------------

を

四一	県道甲 府葦崎 線	甲府市丸の内二丁目三〇番一号 先(平和歩道橋交差点)	三	甲府 平成一九年一月 二五日 告示第六号
----	-----------------	-------------------------------	---	-------------------------------

に

九五四	国道 一三七 号線	東八代郡御坂町栗合一八三番地 先	三	石和	四九・四・一一 一六号
-----	-----------------	---------------------	---	----	----------------

九五四	県道栗 合成田 線	笛吹市御坂町栗合一八三番地先 (栗合交差点)	四	笛吹	平成一九年一月 二五 日 告示第六号
-----	-----------------	---------------------------	---	----	-----------------------------

一、三八八	県道 四日市 場上野 原線	北都留郡上野原町新田七九五番 地先(大阪屋商店前)	一	上野 原	四九・四・一一 一六号
-------	------------------------	------------------------------	---	---------	----------------

一、三八八	県道四 日市場 上野原 線	上野原市新田七九五番地先(島 田駐在所前)	三	上野 原	平成一九年一月 二五 日 告示第六号
-------	------------------------	--------------------------	---	---------	-----------------------------

三、六一六	県道白 井河原 八田線	東八代郡石和町砂原八四番地の 一先(鬼田橋東詰)	一	石和	平成一九年一月 三一 日 告示第四号
-------	-------------------	-----------------------------	---	----	-----------------------------

三、六一六	県道白 井河原 八田線	笛吹市石和町砂原八四番地先(砂 原交差点)	四	笛吹	平成一九年一月 二五 日 告示第六号
-------	-------------------	--------------------------	---	----	-----------------------------

四、四四三	国道 一四〇 号	西八代郡市川大門町高田二九三 番地先 (大正交差点)	一	市川	平一〇・九・一 四 告示 第四五号
-------	----------------	----------------------------------	---	----	----------------------------

四、四四三	国道一 四〇号	西八代郡市川三郷町高田二九三 番地先(大正交差点)	二	市川	平成一九年一月 二五 日 告示第六号
-------	------------	------------------------------	---	----	-----------------------------

五、一九二	茅ヶ岳 広域農 道	甲斐市下今井二、五八五番地三 先(米山板金前十字路交差点)	一	葦崎	平成一八年一〇 月二六 日 告示第一〇七号
-------	-----------------	----------------------------------	---	----	--------------------------------

五、一九二	茅ヶ岳 広域農 道	甲斐市下今井二、五八五番地三 先(米山板金前十字路交差点)	一	葦崎	平成一八年一〇 月二六 日 告示第一〇七号
-------	-----------------	----------------------------------	---	----	--------------------------------

五、一九三	町道最 勝寺小 林一 号線	南巨摩郡増穂町最勝寺一、五三 八番地先(峡南自動車教習所前)	一	鯉沢	平成一九年一月 二五 日 告示第六号
-------	------------------------	-----------------------------------	---	----	-----------------------------

五、一九四	町道下 大鳥居 波柳 線	西八代郡市川三郷町下大鳥居二 八八番地二先(峡南消防本部北 部消防署前丁字路交差点)	一	市川	平成一九年一月 二五 日 告示第六号
-------	-----------------------	--	---	----	-----------------------------

五、一九五	市道古 川渡東 桂線	都留市夏狩一、三三二番地先(東 桂第二高架橋北側十字路交差 点)	一	都留	平成一九年一月 二五 日 告示第六号
-------	------------------	--	---	----	-----------------------------

五、一九六	国道一 三九号	大月市賑岡町強瀬二〇八番地三 先（強瀬入口丁字路交差点）	一	大月	平成一九年一月 二五日	告示第六号
五、一九七	市道猿 橋北線	大月市七保町下和田八四四番地 先（丁字路交差点）	一	大月	平成一九年一月 二五日	告示第六号
五、一九八	県道白 井河原 八田線	甲府市白井町一、九四四番地一 先（白井河原橋北交差点）	二	南甲 府	平成一九年一月 二五日	告示第六号
五、一九九	市道旭 二五号 線	葦崎市龍岡町下條南割三、三一 三番地の一先（あけぼの医療福 祉センター前西側丁字路交差点	一	葦崎	平成一九年一月 二五日	告示第六号
五、二〇〇	市道旭 二五号 線	葦崎市龍岡町下條南割三、三一 三番地の一先（あけぼの医療福 祉センター前東側丁字路交差点	一	葦崎	平成一九年一月 二五日	告示第六号
五、二〇一	国道五 二号	南巨摩郡増穂町大柵六七〇番地 先（増穂IC入口交差点）	二	諏沢	平成一九年一月 二五日	告示第六号
五、二〇二	国道一 四〇号	山梨市万力一、〇九九番地先（ フルーツ公園入口交差点）	二	日下 部	平成一九年一月 二五日	告示第六号

に改める。
別表第十四中

一、六 四一	国道二 〇号（ 大月八	大月市大月二丁目 一〇番一、二号先（ 都留高校南交差点	一、七〇〇	車両（ 原付・ けん引	五〇	大月 平成一八 年一〇月 二六日
-----------	-------------------	-----------------------------------	-------	-------------------	----	---------------------------

イパス	（から大月市駒橋 二丁目五番五号先 （駒橋交差点）ま での両側	を 除く	告示第一 〇七号
-----	--	---------	-------------

一、六 四一	国道二 〇号（ 大月八 イパス	大月市大月二丁目 一〇番一、二号先（ 都留高校南交差点 から大月市駒橋 二丁目五番五号先 （駒橋交差点）ま での両側	一、七〇〇	車両（ 原付・ けん引 を 除く	五〇	大月 平成一八 年一〇月 二六日 告示第一 〇七号
一、六 四一	県道白 井河原 八田線	甲府市白井町一、 九四四番地一先（ 白井河原橋北詰交 差点）から笛吹市 石和町砂原八四番 地先（砂原交差点 ）までの両側	一、四〇〇	車両（ 原付・ けん引 を 除く	五〇	南甲 府 平成一九 年一月二 五日 告示第六 号

に改める。

別表第十五中

四五六	国道二 〇号（ 大月八 イパス	大月市大月二丁目一 〇番一、二号先（都留 高校南交差点）から 大月市駒橋二丁目五 番五号先（駒橋交差 点）までの両側	一、七〇〇	車両	終日	大月 平成一八 年一〇月 二六日 告示第一 〇七号
-----	--------------------------	---	-------	----	----	--

を

四五六	国道二 〇号（ 大月八 イパス	大月市大月二丁目一 〇番一、二号先（都留	一、七〇〇	車両	終日	大月 平成一八 年一〇月
-----	--------------------------	-------------------------	-------	----	----	--------------------

四五七	大月バ イパス)	高校南交差点)から 大月市駒橋二丁目五 番五号先(駒橋交差 点)までの両側					二六日 告示第一 〇七号
井河原 八田線	県道白 井河原 八田線	甲府市白井町一、九 四四番地一先(白井 河原橋北詰交差点) から笛吹市石和町砂 原八四番地先(砂原 交差点)までの両側	一、四〇〇	車両	終日	南甲 府 年一月二 五日 告示第六 号	

に改める。
別表第十六中

五、六三〇	市道	甲府市国母四丁目三番九号先	南甲府	五七・一一・一 六 五四号
-------	----	---------------	-----	---------------------

五、六三〇	削除		南甲府	平成一九年一月 二五日 告示第六号
-------	----	--	-----	-------------------------

一一、一一五	村道二 一五号 線	南都留郡鳴沢村字大木原二、二 七一番地一先(村道同士の丁字 路交差点・東進車両)	富士吉 田	平成一八年一〇 月二六日 告示第一〇七号
--------	-----------------	--	----------	----------------------------

一一、一一五	村道二 一五号 線	南都留郡鳴沢村字大木原二、二 七一番地一先(村道同士の丁字 路交差点・東進車両)	富士吉 田	平成一八年一〇 月二六日 告示第一〇七号
--------	-----------------	--	----------	----------------------------

一一、一一六	市道	中央市山之神流通団地一丁目二 番二号先(山梨食糧(株)西側・南 進車両)	南甲府	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一一七	市道	中央市山之神流通団地二丁目三 番一号先(駐車場東側・北進車 両)	南甲府	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一一八	市道	中央市山之神流通団地一丁目四 番四号先(株サンワールド南側 ・東進車両)	南甲府	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一一九	市道	中央市山之神流通団地一丁目五 番一号先(ウエダ(株)北側・西進 車両)	南甲府	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一二〇	市道	中央市山之神流通団地三丁目五 番一号先(株アド井上南側・東 進車両)	南甲府	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一二一	市道	中央市山之神流通団地三丁目五 番一号先(駐車場北側・西進車 両)	南甲府	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一二二	市道	中央市布施二、六六七番地四先 (南進車両)	南甲府	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一二三	市道	中央市布施二、七四一番地先(北 進車両)	南甲府	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一二四	市道 市道 葦 崎八五 号線	南甲府 市道 葦 崎市富士見二丁目二番三六 号先(富士見二丁目交差点・西 進車両)	南甲府 市道 葦 崎	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一二五	町道	西八代郡市川三郷町上野一七〇	市川	平成一九年一月 告示第六号

一一、一一三三	農道一四四六号線	笛吹市御坂町下野原七七三番地 一先(市道一三三三号線との十字路 交差点・西進車両)	笛吹	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一一三二	農道一四四六号線	笛吹市御坂町下野原七七〇番地 一先(市道一三三三号線との十字路 交差点・東進車両)	笛吹	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一一三一	市道一三三三号線	笛吹市御坂町下野原七九五番地 一先(下野原下交差点・西進車 両)	笛吹	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一一三〇	市道一三三三号線	笛吹市御坂町下野原八二四番地 先(下野原下交差点・東進車両)	笛吹	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一一二九	市道	笛吹市一宮町一ノ宮一、五八二番地 先(南進車両)	笛吹	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一一二八	市道	笛吹市一宮町小城八五三番地 先(北進車両)	笛吹	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一一二七	町道下大鳥居波柳線	西八代郡市川三郷町下大鳥居二八八番地二先(峡南消防本部北 部消防署前丁字路交差点・東進 車両)	市川	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一一二六	町道下大鳥居波柳線	西八代郡市川三郷町下大鳥居一、四一一番地一先(県道市川三郷 線と西進車両)	市川	平成一九年一月 二五日 告示第六号
		番地二二先(県道笛吹市川三郷線との丁字路交差点・北進車 両)		二五日 告示第六号

に改める。
別表第二十四中

一一、一一三四	市道	笛吹市境川町大坪二七七番地二 先(西進車両)	笛吹	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一一三五	市道	笛吹市境川町大坪三二九番地二 先(東進車両)	笛吹	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一一三六	市道	甲斐市西八幡三、三三一番地一 先(東進車両)	南甲府	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一一三七	市道	甲斐市西八幡三、三三四番地先 (北進車両)	南甲府	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一一三八	市道	甲州市塩山小屋敷一、八一〇番 地先(市民体育館北側十字路交 差点・北進車両)	塩山	平成一九年一月 二五日 告示第六号
一一、一一三九	市道	甲州市塩山小屋敷一、八一〇番 地先(市民体育館北側十字路交 差点・南進車両)	塩山	平成一九年一月 二五日 告示第六号

を

二四	主要地 方道敷 島田富	甲斐市竜王三、三二四番地 一先(甲府西消防署前)	当該道 路上に 標示し	南甲府	平成一七年一〇月二 〇日 告示第九六号
二四	主要地 方道敷 島田富	甲斐市竜王三、三二四番地 一先(甲府西消防署前)	当該道 路上に 標示し た位置	南甲府	平成一七年一〇月二 〇日 告示第九六号

に改める。

二五	
国道一 三九号	線
都留市上谷二丁目二番九号 先(都留市消防署前)	
当該道 路上に 標示し た位置	た位置
都留	
日 告示第六号	平成一九年一月二五

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番